

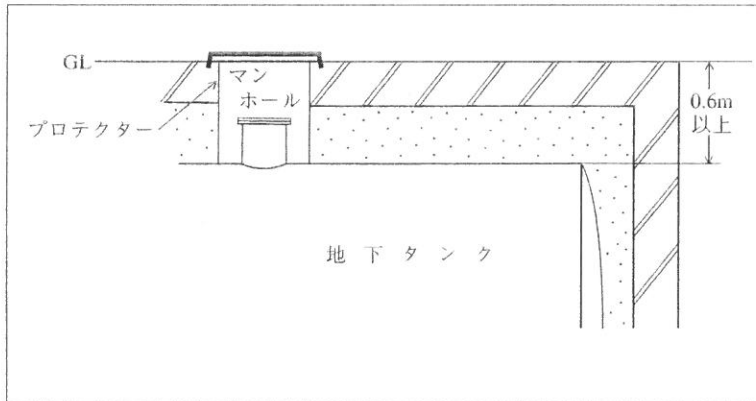
4 埋設深さ

根拠条文 危政令

第13条第1項第3号 地下貯蔵タンクの頂部は、0.6メートル以上地盤面から下にあること。

留意事項 マンホール部分を除いた地下貯蔵タンクの頂部は、地盤面より0.6m以上深い位置にしなければならない。

図4-1 タンクの埋設深さ



5 タンク相互の距離

根拠条文 危政令

第13条第1項第4号 地下貯蔵タンクを二以上隣接して設置する場合は、その相互間に1メートル（当該二以上の地下貯蔵タンクの容量の総和が指定数量の100倍以下であるときは、0.5メートル）以上の間隔を保つこと。

留意事項 タンク相互の間隔は、原則として1m以上とする必要がある。

ただし、それぞれのタンクの容量を合計しても指定数量の100倍以下の場合、タンク相互の間隔を0.5mまでに減ることができる。

図5-1 タンク相互の間隔

